NICHIDO

2010年1月1日 以降始期用

海外旅行保険 家族旅行 :

家族旅行・ハネムーン用のパンフレットです。

保険期間が31日までで、家族旅行特約がセットされたセットプランが 記載されております。

本パンフレット以外にも下記の専用パンフレット・チラシがございます。

個人・セットプラン用 留学生プラン用 旅行変更費用担保特約



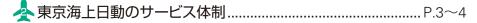




東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要)

目次

↓ 東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要) P.1~2





🚣 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容) P.7~10

海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償があります。

(保険金をお支払いする場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.7~10をご確認ください。

(1ご自身のケガや病気に関する補償

旅先でのケガや病気が原因で 亡くなってしまった場合

お支払いする 保険金の種類 ケガを原因とする死亡の場合は

傷害死亡保険金

病気を原因とする死亡の場合は

疾病死亡保険金



√旅先でのケガが原因で −後遺障害が生じてしまった場合

お支払いする 保険金の種類

傷害後遺障害保険金



旅先で旅行前にかかっていた 病気の症状が急激に悪化*1 して治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類

治療·救援費用保険金

*2

旅先でのケガや病気が原因で 治療が必要になった場合

お文払いする 保除全の種類 治療·救援費用保険金

保険金額 無制限 タイプ登場!



ケガや病気で継続して3日以上の入院。 家族に駆けつけてもらうことになった場合

お支払いする 保険金の種類 治療·救援費用保険金



さらに大きな **あんしん** をプラス!



旅行開始前に渡航先での診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合があります。本パンフレットP.9~10もあわせてご確認ください。

*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

*2 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約に係る治療・救援費用は、1回の病気につき合計で300万円がお支払いの限度となります(治療・救援費用保険金額300万円超の場合)。 なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

②他人にケガ等をさせてしまったときの補償

人にケガをさせてしまった場合

お支払いする 保険金の種類

賠償責任保険金



ホテルの部屋を 水浸しにしてしまった場合

お支払いする 保険金の種類

賠償責任保険金



他人の物を壊して しまった場合

お支払いする 保険金の種類

賠償責任保険金





③持ち物に関する補償

旅先で盗難にあい 盗まれたものが出て こなかった場合

お支払いする 保険金の種類

携行品損害保険金

*3 *4 *5



デジタルカメラ等を落として 壊してしまった場合

お支払いする 保険金の種類

携行品損害保険金

*3 *4



- *3携行品(パスポートを含みます。)の紛失また は置き忘れによる損害については保険金を お支払いできません。
- *4携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。
- *5携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた 手荷物の不着による損害については、合計 で30万円がお支払いの限度となります(保 険金額30万円超の場合)。

④その他の費用に関する補償

航空会社に預けた 手荷物が出てこなくて、 身の回りの品を買った場合*6

お支払いする 保険金の種類

偶然事故対応費用保険金 *7



航空機の出発が遅れ、 ホテル代や食事代等を 負担した場合

お支払いする 保険金の種類

偶然事故対応費用保険金 *7



- *6身の回り品購入費については、搭乗航空機の到着後6時間以内に航空会社に預けた 手荷物が目的地に届かなかった場合で、航空機到着後96時間以内にご負担された費用がお支払いの対象となります。
- *7公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関 または旅行会社により発生が証明される予 期せぬ偶然な事故によって下記費用をご負 担された場合が対象となります。

①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③食事代 ④国際電話料等通信費 ⑤渡航手続費 ⑥渡航先での各種サービス取消料等 ⑦身の回り品購入費

列車の車両故障で、 急きょ空港まで タクシーを使った場合

お支払いする 保険金の種類

偶然事故対応費用保険金 *7



熱がでて オプショナルツアーを キャンセルした場合

お支払いする 保険金の種類

偶然事故対応費用保険金 *7







東京海上日動のサービス体制

海外旅行中の「困った」を解決する

東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)の

東京海上日動海外総合サポートデスクで受付けいたします。

- ※1 各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険ハンドブック」をご確認ください。
- ※2 サービス内容は予告なく変更される場合があります。また、戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。なお、海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じて提供させていただきます。現地の係員、医師または看護師等は原則として、日本語を話せませんのであらかじめご了承ください。

日本語で対応

24時間 年中無休

①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

何かと心配な海外での病院受診時。 2つのサービスでお守りします!

キャッシュレス・ メディカル・サービス*1

弊社提携病院*3で受診

支払保証サービス*2

左記以外の病院で受診

1

弊社提携病院*3で受診

2

保険証券(保険契約証)を病院に ご提示いただき、弊社へ受診料を 請求するようお伝えください。*4



まず、海外総合 サポートデスクへ お電話ください。



病院に弊社へ受診 料を請求するようお 伝えください。*4





病院の窓口で受診料をお支払いいただかずに受診終了!

- ※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。
- *1 疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金*5に関するご注意

弊社提携病院で受診される場合であっても、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご連絡ください。ご連絡のない場合はお客様 ご自身で受診料を病院へお支払いいただくことになります。なお、保険金のお支払いにあたり医療調査同意書のご提出をお願いすることがあります。

- *2 手続きに時間を要したり、治療にかかる費用が少額のときには病院窓口で治療費支払いが必要となるケースがあります。
- *3 弊社提携病院とは、東京海上日動が提携している世界100都市以上の病院をいいます。
- 具体的な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険ハンドブック」をご確認ください。 *4「海外旅行保険ハンドブック」に、弊社へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。
- *5 本パンフレットP.9~10記載の「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」をいい、旅行開始前に発病していた病気を 原因として、旅行中に急激にその症状が悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

上記の他、次のようなサービスもございます。

病人・ケガ人の 緊急移送の手配



救援者の渡航手続き、 ホテルの手配



※ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

②緊急医療相談サービス

緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、提携会社(東京海上日動メディカルサービス)に常駐している現役看護師または救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。

※1 本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為は提供いたしません。 ※2 ご出国前、ご帰国後等、日本国内からのご利用はできません。





③トラベルプロテクト



快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。

困った

サイフが盗まれた!



緊急時の現金の手配

海外旅行中に現金盗難等で 急に現金類が不足した場合 に、現金をご用立てします。 金利·手数料無料 ご用立ての金額は Us 1,000ドルまで

- ※1 ご用立てした金額は、後日お客様のクレジットカードからの引き落としとなります。なお、お客様がお持ちのクレジットカードの種類によっては、サービス提供ができない場合がおります。
- 合があります。 ※2 本サービスのご利用は、お客様の旅行を通 じて1回のみとなります。

受け渡し場所は世界25万か所以上

困った

ホテルでトラブルが発生した。でもフロントにうまく伝えられない



電話による通訳

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容 を現地の方にお伝えします。

無料

困った

パスポートが見当たらない! どうしよう!



パスポートを紛失・恣難された場合のサポート

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・ 大使館の所在地・電話番号等をご案 内いたします。

無料

9か国語(時間により30か国語)に対応 (2012年9月現在)

その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。 手数料無料 **

クレジットカードを紛失・ 盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社 への紛失・盗難届の手続に関するアドバイス をいたします。

旅行関連の安全情報の提供

気候や天候に関するアドバイス、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等を提供いたします。

ホテル・航空券に関するサポート

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様 に代わって行います。もちろん情報提供のみ のご利用もいただけます。

日本語FAXニュースの配信

滞在先のホテル等へ日本語FAXニュースをお送りします。

※ご利用に際しては、滞在先のホテルによって FAX受信手数料がかかる場合があります。

クロックス 空港とホテル間の送迎予約・手配

空港に着いて電車も終っている。こんなとき に、空港とホテル間の送迎予約と手配を行い ます。

メッセージの伝達

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、勤務先等へお客様のメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えします。

*6 予約・手配等にかかわる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設客室料等の実費はお客様のご負担となります。

④スーツケース修理サービス

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を弊社指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を弊社から修理会社に直接お支払いするサービスです。 宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能なため、直接店舗に出向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えいただく手間がかかりません。

※携行品損害保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。







ご契約の際のご注意

- ●保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。 なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- ●住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
- ●保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。

あんしん をプラス!

治療費等が高額になっても安心の治療・救援費用保険金額『無制限』タイプ登場!

組み合わせ方法

- (1)はじめに、ご本人用タイプ表より、ご本人(申込書の本人欄に記入される方)のタイプをお選びください。
 - ※賠償責任および携行品損害の保険金額(ご契約金額)はご家族全員 分となります。
- (2)次に、配偶者・ご親族用タイプ表より、配偶者またはご親族の方 お一人ごとに1つのタイプをお選びください。

【ご本人のタイプ】

【配偶者・ご親族の年齢】 69歳以下

V6、V5、V4、V3、V2、 W5、W4、W3、W2 のいずれかの場合

70歳以上

V1またはW1の場合

69歳以下

70歳以上

ご本人用タイプ表(申込書の本人欄に記入される方)

マキガタカ ノゴ				69	3歳以下		15歳未満			70歳以上						
	ご契約タイプ			V6	V5	V4	V3	V2	V1	W5	W4	W3	W2	W1		
保険金額(ご契約金額)		傷害死I	亡害	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	_	1,000万円	5,000万	円 3,000万円	1,000万円	_	1,000万円		
	1	傷害後遺障器		1億円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万	円 3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円		
	名あたり共有	治療・救援費用	Ħ		無制限		無制限		3,000万円	無制限		無制限		3,000万円		
額		応急治療·救援費用*	*3	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万	円 300万円	300万円	300万円	300万円		
ご知		疾病死I	Ė	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	_	1,000万円	500万	<u> </u>	_	_	_		
約		偶然事故対応費用		5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万	円 5万円	5万円	5万円	5万円		
金額		賠償責	任害	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億	円 1億円	1億円	1億円	1億円		
<u>B</u>		携行品損害		30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万	円 30万円	30万円	30万円	30万円		
		保険期間1日まで	トラベルプロテクト付き	5,900円	4,200円	3,520円	3,020円	2,380円	2,660円	4,390	円 3,510円	3,010円	2,760円	2,590円		
	払い込みいただく保険料(1名あたり)	2日まで		7,020円	5,220円	4,500円	3,980円	3,330円	3,500円	5,610	円 4,690円	4,170円	3,910円	3,600円		
		3日まで		7,890円	6,090円	5,370円	4,850円	4,190円	4,280円	6,650	円 5,730円	5,210円	4,950円	4,530円		
		4日まで		8,760円	6,910円	6,170円	5,630円	4,960円	4,980円	7,630	円 6,690円	6,150円	5,880円	5,370円		
		5日まで		9,740円	7,890円	7,150円	6,610円	5,900円	5,880円	8,750	円 7,790円	7,250円	6,980円	6,360円		
		6日まで		10,940円	8,940円	8,140円	7,580円	6,840円	6,730円	9,950	円 8,920円	8,360円	8,080円	7,330円		
١		7日まで		11,890円	9,790円	8,950円	8,350円	7,580円	7,420円	10,960	円 9,880円	9,280円	8,980円	8,150円		
2		8日まで ュ		12,570円	10,470円	9,630円	9,030円	8,260円	8,040円	11,780	刊 10,700円	10,100円	9,800円	8,880円		
		9日まで		13,300円	11,150円	10,290円	9,670円	8,880円	8,620円	12,580	円 11,480円	10,860円	10,550円	9,560円		
1		10日まで		14,040円	11,840円	10,960円	10,340円	9,540円	9,210円	13,390	円 12,260円	11,640円	11,330円	10,250円		
7		11日まで		14,890円	12,590円	11,670円	11,010円	10,190円	9,810円	14,270	円 13,100円	12,440円	12,110円	10,960円		
1		12日まで [15,640円	13,290円	12,350円	11,670円	10,830円	10,410円	15,080	円 13,890円	13,210円	12,870円	11,650円		
ß		13日まで		16,510円	14,060円	13,080円	12,380円	11,530円	11,030円	15,990	円 14,760円	14,060円	13,710円	12,400円		
		14日まで		17,200円	14,700円	13,700円	12,980円	12,110円	11,570円	16,750	円 15,490円	14,770円	14,410円	13,030円		
		15日まで		17,850円	15,300円	14,280円	13,540円	12,660円	12,080円	17,450	円 16,170円	15,430円	15,060円	13,620円		
3		17日まで		18,780円	16,180円	15,140円	14,400円	13,510円	12,840円	18,490	円 17,190円	16,450円	16,080円	14,510円		
,		19日まで		20,390円	17,590円	16,470円	15,670円	14,750円	13,970円	20,140	円 18,760円	17,960円	17,560円	15,850円		
		21日まで		21,810円	18,910円	17,750円	16,910円	15,960円	15,100円	21,710	円 20,280円	19,440円	19,020円	17,180円		
		23日まで		22,990円	19,890円	18,650円	17,770円	16,770円	15,870円	22,920	円 21,400円	20,520円	20,080円	18,140円		
		25日まで		24,110円	20,810円	19,490円	18,550円	17,500円	16,600円	24,110	円 22,500円	21,560円	21,090円	19,080円		
		27日まで	-	25,020円	21,570円	20,190円	19,210円	18,130円	17,220円	25,130	円 23,450円	22,470円	21,980円	19,910円		
		29日まで		26,270円	22,620円	21,160円	20,120円	19,000円	18,090円	26,140	円 24,380円	23,340円	22,820円	20,710円		
		31日まで		27,340円	23,540円	22,020円	20,940円	19,780円	18,870円	27,120	円 25,290円	24,210円	23,670円	21,490円		

|ご契約者と被保険者が異なるご契約で、申込みに際して被保険者の方の<mark>ご署名をいただけない</mark>ご契約はこちらからお選びください。

*3「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。



- ●各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、 被保険者(保険の対象となる方)の年齢・年収等に応じた引受けの限度額がありますので、特に被保険者が保険期間開始時 点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にはご注意ください
- ●旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事されたり、スカイダイビング等の運動をされる場合、割増保険料を払い込みいただか ないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、裏面の②をご確認いただき、その 旨お申し出ください。



「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意

治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を ものではありません。

【配偶者・ご親族用タイプ】

V6, V5, V4, V3, V2

の中からお選びください。

W5、W4、W3、W2

の中からお選びください。

V1

をお選びください。

W₁

をお選びください。

※本パンフレット記載のご契約タイプには家族旅行特約(家族単位の旅行で、家族全員の旅 行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険契約で引受ける特約)がセットされていま す。配偶者・ご親族用タイプにお申込みいただける被保険者(保険の対象となる方)は、申込書の本人欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります。(次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人・セットプラ ンをお申込みください。)

- ①ご本人の配偶者(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。)。
- ②ご本人または配偶者と生計を共にする同居のご親族*1。
 ③ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚*2のお子様、
- *1ご親族とはご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。
- *2未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

配偶者・ご親族用タイプ表

ご契約タイプ				69	9歳以下	15歳未満			70歳以上							
			V6	V5	V4	V3	V2	V1	W5	W4		W3	W2	W1		
保	傷害死t	亡害	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	_	1,000万円	5,000万	9 3,000万円	1,0	000万円	_	1,000万円		
隆 1	傷害後遺障器		1億円	5,000万円		3,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万	9 3,000万円	3,0	000万円	3,000万円	1,000万円		
保険金額(ご契約金額)	治療・救援費用	Ħ		無制限			小限	3,000万円	無制限		無制限		3,000万円			
ご め 契 た	応急治療·救援費用*	亡	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万	9 300万円	3	300万円	300万円	300万円		
金 り	疾病死I			Ė	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	_	1,000万円	500万	9 —		_	_	_
額	偶然事故対応費用		5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万	9 5万円		5万円	5万円	5万円		
	保険期間1日まで		5,230円	3,530円	2,850円	2,350円	1,710円	1,990円	3,720	9 2,840円	2	2,340円	2,090円	1,920円		
	2日まで		6,040円	4,240円	3,520円	3,000円	2,350円	2,520円	4,630	9 3,710円	3	3,190円	2,930円	2,620円		
	3日まで	トラベルプロテクト付き	6,630円	4,830円	4,110円	3,590円	2,930円	3,020円	5,390	9 4,470円	3	3,950円	3,690円	3,270円		
	4日まで		7,230円	5,380円	4,640円	4,100円	3,430円	3,450円	6,100	9 5,160円	4	4,620円	4,350円	3,840円		
	5日まで		7,770円	5,920円	5,180円	4,640円	3,930円	3,910円	6,780	9 5,820円	į	5,280円	5,010円	4,390円		
払	6日まで		8,590円	6,590円	5,790円	5,230円	4,490円	4,380円	7,600	9 6,570円	6	6,010円	5,730円	4,980円		
(J)	7日まで		9,260円	7,160円	6,320円	5,720円	4,950円	4,790円	8,330	9 7,250円	6	6,650円	6,350円	5,520円		
込み	8日まで		9,690円	7,590円	6,750円	6,150円	5,380円	5,160円	8,900	9 7,820円	7	7,220円	6,920円	6,000円		
ŭì	9日まで		10,190円	8,040円	7,180円	6,560円	5,770円	5,510円	9,470	9 8,370円	7	7,750円	7,440円	6,450円		
	10日まで		10,700円	8,500円	7,620円	7,000円	6,200円	5,870円	10,050	9 8,920円	8	8,300円	7,990円	6,910円		
だ	11日まで		11,310円	9,010円	8,090円	7,430円	6,610円	6,230円	10,690	9,520円	8	8,860円	8,530円	7,380円		
保	12日まで		11,820円	9,470円	8,530円	7,850円	7,010円	6,590円	11,260	9 10,070円	(9,390円	9,050円	7,830円		
ただく保険料	13日まで		12,450円	10,000円	9,020円	8,320円	7,470円	6,970円	11,930	円 10,700円	10	0,000円	9,650円	8,340円		
料	14日まで		12,930円	10,430円	9,430円	8,710円	7,840円	7,300円	12,480	9 11,220円	10	0,500円	10,140円	8,760円		
î	15日まで		13,370円	10,820円	9,800円	9,060円	8,180円	7,600円	12,970	月 11,690円	10	0,950円	10,580円	9,140円		
名あたり)	17日まで		14,000円	11,400円	10,360円	9,620円	8,730円	8,060円	13,710	9 12,410円	1	1,670円	11,300円	9,730円		
た	19日まで		15,160円	12,360円	11,240円	10,440円	9,520円	8,740円	14,910	月 13,530円	12	2,730円	12,330円	10,620円		
5	21日まで		16,120円	13,220円	12,060円	11,220円	10,270円	9,410円	16,020	9 14,590円	13	3,750円	13,330円	11,490円		
	23日まで		16,830円	13,730円	12,490円	11,610円	10,610円	9,710円	16,760	月 15,240円	14	4,360円	13,920円	11,980円		
	25日まで		17,450円	14,150円	12,830円	11,890円	10,840円	9,940円	17,450	-	14	4,900円	14,430円	12,420円		
	27日まで		17,860円	14,410円	13,030円	12,050円	10,970円	10,060円	17,970	月 16,290円	15	5,310円	14,820円	12,750円		
	29日まで		18,620円	14,970円	13,510円	12,470円	11,350円	10,440円	18,490		15	5,690円	15,170円	13,060円		
	31日まで		19,280円	15,480円	13,960円	12,880円	11,720円	10,810円	19,060	9 17,230円	16	6,150円	15,610円	13,430円		

ご契約者と被保険者が異なるご契約で、申込みに際して被保険者の方の<mark>ご署名をいただけない</mark>ご契約はこちらからお選びください。

*4 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。





4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

お支払いする保険金の種類

保険金をお支払いする場合

旅先で ケガをして

傷害死亡 保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて<u>180</u>日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)。



傷害後遺障害 保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。

旅先で 病気やケガの 治療をして



■治療費用部分

お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合。
- ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後<u>72時間を経過するまでに</u>医師の治療を受けられた場合*2
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*3がもとで、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。



治療·救援費用 保険金

■救援費用部分

お支払いする場合

①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)。 ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)。 ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合。 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。 ⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合。 等



┌ ● 共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。

- a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用。
- b.海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用。

旅先で 病気を して



疾病死亡 保険金

お支払いする場合

- ①海外旅行中に病気で死亡された場合。
- ②海外旅行開始後に発病した病気*2により、旅行終了後<u>72時間を経過するまでに</u>医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて<u>30日以内に</u>死亡された場合。
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*3 によって、旅行終了日からその日を含めて<u>30日以内に</u>死亡された場合。

*2 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。



「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するま での旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。



保険金のお支払い額



保険金をお支払いしない主な場合



お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。 死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

🕠 同一のケガにより、既に支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、下記の額を お支払いします。

お支払い額=傷害死亡保険金額-既に支払われた傷害後遺障害保険金の額



たとえば、

- ①ご契約者、被保険者(保険の対象と なる方)の故意または重大な過失
- ②保険金受取人の故意または重大な過失
- ③戦争、その他変乱*1
- ④放射線照射、放射能汚染
- ⑤無免許・酒酔・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
- ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為
- (7)脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
- ⑧旅行開始前または終了後に発生したケガ
- *1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、 テロ行為はお支払いの対象となります。

お支払い額

(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の3%~100%

🕕 お支払い額は、保険期間を通じて合計で傷害後遺障害保険金額が限度となります



お支払い額

- 下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①~③、 ⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に
- ※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保 険金をお支払いできません。
- ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示で
- 必要となった費用に限ります。)。
- 静養する場合の宿泊施設客室料等を含みます。)。 ②治療のために必要になった通訳雇入費用、交 通費。 ③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ)。 ④入院のため必要になった a.国際電話料等通 信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度と します。)。 ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿 泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。)。 ⑥保険金請求のた めに必要な医師の診断書費用。 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。

お支払い額

ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の 費用で社会通念上妥当と認められる金額。

①捜索救助費用。 ②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(被災された被保険者1名 について救援者3名分まで)*4。 ③救援者の宿泊施設の客室料(被災された被保険者1名につ いて救援者3名分かつ救援者1名について14日分まで)*4。 ④救援者の渡航手続費、現地での 諸雑費*4*5、被保険者の現地での諸雑費*5(合計で40万円まで)。 ⑤現地からの移送費用 *4 *5 *6。 ⑥遺体処理費用(被災された被保険者1名について100万円まで)*4。 ⑦被保 険者の旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰または直接帰国するた めに必要な交通費、宿泊施設の客室料(14日分まで)*6。

- *4被災された被保険者の入院による場合は、継続して3日以上入院された場合に限りお支払い の対象となります。
- *5治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。
- *6払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は差し引きます。
 - c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者 が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その 制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分。

上記①~④、⑥に加え、たとえば

- ・無免許・酒酔・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故
- ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用
- ・歯科疾病
- ・旅行開始前または終了後に発生したケガ
- 旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救 援費用担保特約がセットされているご契約では同特約で お支払いの対象となる場合があります。)
- ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のない



お支払い額

疾病死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。死亡保 険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

上記①~④、⑥に加え、たとえば、

- ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
- ・歯科疾病

*3 特定の感染症とは?

コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブ ルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高 病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。



神償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

お支払いする保険金の種類

保険金をお支払いする場合

旅行開始前に 治療を受けたことが ある病気が 急激に悪化して





疾病に関する 応急治療· 救援費用担保 特約に係る 治療·救援費用 保険金

■治療費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因 する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*1によ り医師の治療を受けられた場合。

■救援費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因 する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、<mark>海外旅行中にその症状の急激な悪化*</mark>1により 入院された場合。

┌ ● 共通のご注意

*1症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注 意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険ハンドブック」をご確認ください。

他人にケガ等を させて



賠償責任 保険金

お支払いする場合

海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物*3に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負っ た場合。

*3レンタル会社よりご契約者または被保険者(保険の対象となる方)が直接借用した旅行用品・生 活用品、宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産(セイフティボックスおよび客室のキーを 含みます。)、居住施設内の部屋・部屋内の動産(戸室全体を賃借している場合を除きます。)を 含みます。

持ち物が 損害を受けて



携行品損害

お支払いする場合

海外旅行中に携行品*6が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合。

*6 携行品とは?

被保険者(保険の対象となる方)が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で 借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。現金・小切手・クレジットカード・ 定期券・義歯・コンタクトレンズ・各種書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を 行うための用具等、仕事のためだけに使用するもの、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地 内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内)のもの、別送品は含みません。

保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および 損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

偶然な事故にあって





(お支払いする場合)

②宿泊施設の客室料

海外旅行中の予期せぬ偶然な事故*8 により被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行中に下 記費用の負担を余儀なくされた場合。

- ①交通費
- ⑤渡航手続費
- ⑥渡航先での各種サービス取消料等
- ③食事代
- ⑦身の回り品購入費
- ④国際電話料等通信費

*8 予期せぬ偶然な事故とは?

公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)によっ て、事故の発生が証明されるものに限ります。

※ただし、③食事代については次のa.またはb.のいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費に

ついては次のc.に該当した場合に限り支払います。 a.搭乗予定航空機の<u>6時間以上の</u>出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備に よる搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、<u>6時間以内に</u>代替機を利用できな いとき。

「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。



保険金のお支払い額



保険金をお支払いしない主な場合



-Ô--Ô-

\$6

お支払い額

実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額。

(0,0)

お支払い額

ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額。 たとえば

救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(被災された被保険者1名について救援者<u>3名分まで</u>)*2

救援者の宿泊施設の客室料(被災された被保険者1名について救援者3名分かつ救援者1名について14日分まで)*2

*2 被災された被保険者の入院による場合は、継続して3日以上入院された場合に限りお支払いの対象となります。

- ① 治療費用部分・救援費用部分のお支払い額は、1回の病気につき合計で300万円限度となります。ただし、治療・救援費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救援費用保険金額を限度とします。
- 海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限ります。また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

たとえば、

- ・旅行終了後に治療を開始した場合
- ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の 場合
- ・海外旅行開始前において、渡航先の病院ま たは診療所で医師の治療を受けることが決定 していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われ ていた場合を含みます。)
- ・旅行中も支出することが予定されていた次の費用 たとえば
 - ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカ、人工肛門、 車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用
 - インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
- ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用
- ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、 カイロプラクティックまたは整体の費用
- ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学 的療法の費用
- ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用
- ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整 に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を 目的とする処置に関わる費用
- ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用
- ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用

お支払い額

損害賠償金の額。

- 🕕 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
- ※1 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。
- ※2 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
- ※3被保険者(保険の対象となる方)が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により 親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。

P.8に記載の③④に加え、たとえば、

- ・ご契約者または被保険者の故意
- ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
- ・航空機、船舶*4、車両*5、銃器の所有・使用・管理に起 因する賠償責任
- ・親族に対する賠償責任
- *4 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
- *5 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、 レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

お支払い額

(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*7。

- ●乗車券等は合計で5万円を限度とします。
- む支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた 手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となります。
 - ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

P.8に記載の①~④に加え、たとえば、

- ・無免許・酒酔・麻薬等を使用しての運転中に生じた 事故による損害
- ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如 または自然の消耗、さび、変色、虫食い
- ・携行品の置き忘れまたは紛失
- ・山岳登はん、ハンググライダー搭乗等を行っている 間に生じたその運動用具の損害
- ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
- ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。)

*7 損害額とは?-

修理費または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転 免許証については再発給手数料、旅券については5万円を限度に再取得費用 (現地にて負担した場合に限ります。交通費、宿泊費も含みます。)をいいます。



お支払い額

実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額(払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額等を除きます。)。

- りる資用に相当りる金融(私いためを受けた観、資産りることを)が企業研究を得るよう。 ■ お支払いする保険金は、保険期間を通じて左記①~⑥の合計で偶然事故対応費用保険金額が 限度となります(ただし、③食事代については、偶然事故対応費用保険金額の10%が保険期間中 の限度となります。また、①身の回り品購入費については、①~⑥とは別に偶然事故対応費用保 険金額の2倍を保険期間中の限度とします。)。
 - ※費用の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても 保険金をお支払いできる場合があります。



ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

- b.搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき。
- る。被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後6時間以内に、航空会社に運搬を寄託した手荷物が目的地に運搬されなかった場合で、航空機がその目的地に到着してから96時間以内に費用を負担したとき。

P.8に記載の①~④、⑥に加え、たとえば、

- ・ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の法令違反
- ・保険金受取人の法令違反
- ・無免許·酒酔·麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 による損害
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のない もの
- ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
- ・歯科疾病
- ・運行時刻が定められていない交通機関 の遅延または欠航・運休
- ・山岳登はん、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転、 航空機操縦等を行っている間に生じた ケガ





ご契約に関するご注意を記載しております。ご契約の前に必ずご確認ください。

ご契約に関するご注意

- ①帰国予定:帰国予定のない方や海外に永住される方を被保険者(保険の対象となる方)とする保険契約はお申込みいただけません。 そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ②旅行先でのお仕事・運動:次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
 - ・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合。
 - ・旅行先でピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合。
 - ・旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、<u>お仕事での</u>航空機操縦については割増保険料は不要です。)。
 - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合。
- ③重複補償について:被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。
- ④保険料領収証:保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- ⑤保険証券(または保険契約証)について:保険証券(または保険契約証)が、旅行出発前にとどかない場合は、お手数ながらご契約の代理店または弊社へご照会ください。ご照会に際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券(または保険契約証)をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めのお申込みをお願いいたします。

素敵な海外旅行になりますようにお気をつけてお出かけください。



このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳しくは『海外旅行保険ハンドブック』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。 なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動力スタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

<u>🔯</u> 0120-868-100

受付時間:午前9時~午後8時(平日、土日祝とも)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050 http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

